○国土交通省告示第三百八号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十四年三月六日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年三月二十一日

国土交通大臣　前田　武志

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5079号	小型船舶用救命胴衣（膨脹式及び呼気併用式以外のもの）（体重が15キログラム未満の小児用）	TV－11C　3S	東洋物産株式会社	東京都渋谷区神宮前1丁目17番5号

○国土交通省告示第三百九号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十四年三月六日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年三月二十一日

国土交通大臣　前田　武志

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5036号	固型一般救助艇	F－43	株式会社ニシエフ	山口県下関市豊北町大字粟野4238番地

○国土交通省告示第三百十号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十四年二月二十二日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年三月二十一日

国土交通大臣　前田　武志

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第5048号	小型船舶用救命胴衣（膨脹式及び呼気併用式以外のもの）	TK－26型	高階救命器具株式会社	覆布の材料をナイロンからポリエステルに変更したものを追加

○国土交通省告示第三百十一号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十四年三月六日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年三月二十一日

国土交通大臣　前田　武志

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第4887号	航海用レーダー	JMA－9122－6XA	日本無線株式会社	指示部にオプションの表示器及び輝度調整回路を追加
第4898号	〃	JMA－9132－SA	〃	〃
第4900号	自動衝突予防援助装置	JAS－9100	〃	〃
第4917号	航海用レーダー	JMA－9122－9XA	〃	〃
第4925号	〃	JMA－9123－7XA	〃	〃
第4926号	〃	JMA－9123－9XA	〃	〃
第4927号	〃	JMA－9133－SA	〃	〃
第4928号	〃	JMA－923B－7XA	〃	〃
第4929号	〃	JMA－923B－9XA	〃	〃
第4930号	〃	JMA－933B－SA	〃	〃
第4931号	自動衝突予防援助装置	JAS－900B	〃	〃
第4940号	航海用レーダー	JMA－922B－6XA	〃	〃
第4941号	〃	JMA－922B－9XA	〃	〃
第4942号	〃	JMA－932B－SA	〃	〃

○国土交通省告示第三百十二号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十四年三月六日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年三月二十一日

国土交通大臣　前田　武志

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第532号	膨脹式救命いかだ支援艇	FRG－4B型	藤倉ゴム工業株式会社	船外機及び燃料タンクの変更

○国土交通省告示第三百十三号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十四年三月六日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年三月二十一日

国土交通大臣　前田　武志

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第3659号	小型船舶用救命胴衣（固型式）（小児用）	ESPADA－1C型	東洋物産株式会社	①胸寸、着丈及び胴回りの寸法を変更 ②覆布の材料をナイロンからポリエステルに変更したものを追加 ③覆布の色の種類を追加 ④股掛けテープの仕様を変更 ⑤浮力材の厚みを変更
第4058号	小型船舶用救命胴衣（小児用）（膨脹式及び呼気併用式以外のもの）	TV－23C型	〃	①承認を受けている寸法のものを追加 ②股掛けテープを追加

○国土交通省告示第三百十四号

スカイマーク株式会社及びエアアジア・ジャパン株式会社からの混雑空港運航許可申請事案（事案番号平二十四第九〇〇一号及び平二十四第九〇〇二号）については、平成二十四年三月六日付け国運審第三十六号により、運輸審議会から、許可することが適当である旨の答申があったので、運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第二十九条の規定により、これを告示する。

なお、答申書の内容は、運輸審議会において、閲覧に供する。

平成二十四年三月二十一日

国土交通大臣　前田　武志